



## 労使紛争の解決に



## 「労働委員会」制度

## を活用しよう

労働組合が労働者の労働条件をめぐって、

団体交渉に行き詰まるケースが増えています！

### 例えば！

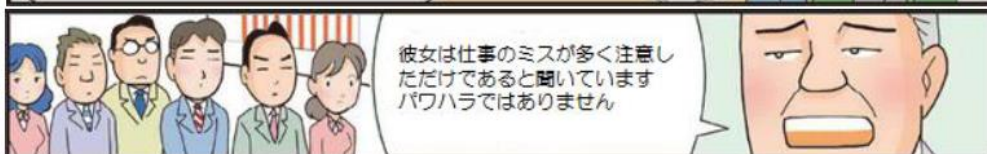
- ・ 団体交渉を求めているが社外労組であることを理由に会社に取り合ってもらえない。
- ・ 雇い止めやパワハラ被害の救済を求めて団体交渉を行っているが平行線で話が進まない。
- ・ 交渉場所や事前交渉の仕方など考え方が違いすぎて団体交渉のルール作りがうまくいかない。

このようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてもいいですか？

### (労働委員会が行うあっせんの特徴)

- ① 労働問題について**専門知識や経験をもつ公労使の3つの立場の委員**がいます。労働者委員は、労働組合の主張を伺って、各委員と協力して労使合意形成をサポートします。
- ② 第三者である労働委員会の委員が関与することで、当事者は冷静な判断ができるようになり、**労働組合と使用者の信頼関係の構築・維持**にも役立ちます。
- ③ あっせんに参加することにより問題の解決につながるのと同時に、実際の交渉を通して、**労働法や団体交渉のノウハウ**も学べます。
- ④ あっせんは**原則非公開**です。
- ⑤ あっせん申請は**無料**です。

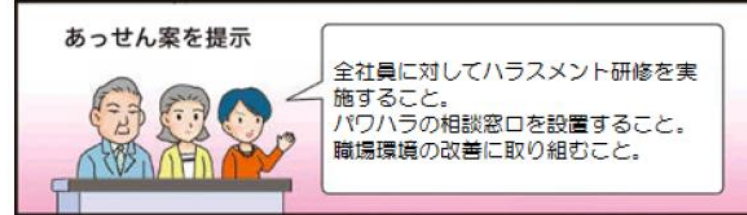
連絡先：千葉県労働委員会事務局 電話 043-223-3737  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎7階



### 説明しよう!

「あっせん」とは労働委員会が指名した「あっせん員」が争議の解決を図ることである。

つまり、「あっせん員」は、労使双方の主張を確かめ、労使の自主的な話し合いを援助して、労働争議を解決に導く「手続き」さ!



労働委員会は、法律によって都道府県ごとに設置された都道府県労働委員会（千葉県は千葉県労働委員会）と、厚生労働省の外局として設置されている中央労働委員会があります。上記は、中央労働委員会が作成したリーフレットです。